

広島県告示第九百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十一年十月二十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年十月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道足立東城線	庄原市東城町粟田字小室山三八四番一地从先から 庄原市東城町粟田字新屋谷二三〇一番一地从先まで	平成二十二年一〇月二十五日